

法人登録申請に必要な書類（委託規則第2条第2項）

登録を受けたからといって、必ず受託できる  
は限りません。  
入札資格→落札が必要です。



・登録申請書 様式第1号（第2の1関係）

・法人関係

（ア）定款・寄付行為等

（イ）登記事項証明書

（ウ）役員の氏名及び住所を記載した名簿

様式第2号（第2の1関係）

（エ）欠格事項に該当しない旨の誓約書

様式第4号（第2の1関係）

（オ）資器材を保有する旨の誓約書

様式第5号（第2の1関係）

（カ）駐車監視員資格者証の写し（2名以上）

（キ）事務所の所有権、賃貸借契約等を証明する書類

・役員関係

（ア）住民票の写し

（イ）診断書

様式第3号（第2の1関係）

・手数料額 23,000円（滋賀県警察証紙）

◎（注意）既に納付された手数料の還付はできません！（県手数料条例4条、5条）



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	年 月 日
※登録番号	

## 登 録 申 請 書 登 録 更 新

(宛先)  
滋賀県公安委員会

年 月 日

(主たる事務所の所在地)  
(名 称)  
(代表者の氏名)

道路交通法第51条の8第2項の規定により登録  
第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録更新の  
申請をします。

(ふりがな) 法人の名称			
主たる事務所の所在地	電話 ( ) -		
法人の種類	1 株式会社 4 公益社団法人 7 その他 ( )	2 有限会社 5 一般財団法人	3 公益財団法人 6 一般社団法人
(ふりがな) 代表者氏名			

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

※添付書類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款・寄付行為等	<input type="checkbox"/> 住民票の写し
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿	
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上)	
<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料		

記載要領 ※印欄には記載しないこと。

手数料欄	(滋賀県警察関係事務手数料収入証紙貼付)
------	----------------------

様式第2号（第2の1関係）

役員名簿

(ふりがな)					所在地	
法人名称						
番号	役職名	氏名	生年月日	住所		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

- 記載要領
- 1 番号1の欄は、代表者について記載すること。
  - 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

## 診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しないこと。
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかであること。

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

## 誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

(1) 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人

(2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

## 誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

年 月 日

（宛先）  
滋賀県公安委員会

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）